

交通政策調査特別委員会 案件一覧

(令和 7 年 7 月 16 日開催分)

○所管事務報告 2 件

部局	報告順	件名	資料番号	説明者（所管課長名等）
まちづくり推進部	1	京急空港線加算運賃について（令和 6 年度）	2	戸塚 公共交通・臨海部担当課長
都市基盤整備部	2	「令和 7 年度大田区交通安全のあらまし」について	3	厚川 都市基盤計画調整担当課長

京急空港線加算運賃について（令和6年度）

京浜急行電鉄株式会社は、令和6年度末における加算運賃の状況について公表しました。

加算運賃の概要につきましては下記のとおりです。

記

○ 加算運賃の状況

平成10年11月18日の羽田空港駅（現羽田空港第1・第2ターミナル駅）開業時から、羽田空港直下へのトンネル建設をはじめとする空港線の延伸工事や、空港線の輸送力増強工事に要した設備投資等を回収するため、天空橋駅から羽田空港駅（現羽田空港第1・第2ターミナル駅）間で加算運賃を徴収しており、令和元年10月1日に加算運賃を50円に引き下げを実施しました。

令和6年度末における回収状況は **89.0%** となっております。

詳細については、別途資料『加算運賃の状況について』を参照願います。

加算運賃の状況について

当社では、1998 年 11 月 18 日の羽田空港駅（現羽田空港第 1・第 2 ターミナル駅）開業時から、羽田空港直下へのトンネル建設をはじめとする空港線の延伸工事や、空港線の輸送力増強工事に要した設備投資額等を回収するため、加算運賃をいただいております。

2024 年度末における状況は下記の通りです。

記

	累計	【2024 年度】
設備投資額（A）	約 700 億円	
施設使用料、支払利息等（B）	約 418 億円	【約 10 億円】
加算運賃収入（C）	約 955 億円	【約 22 億円】
基本運賃収入からの回収額（D）	約 40 億円	【約 4 億円】
回収率（C + D）／（A + B）	89.0 %	

上記の通り、設備投資額等（A および B）の加算運賃等（C および D）による回収が、当該区間利用者が堅調に増加し、順調に進捗してきたことから、2019 年 10 月 1 日に加算運賃の引下げを実施いたしました。今後につきましても、回収状況を勘案しながら適時・適切に検討してまいります。

空港線につきましては、羽田空港駅開業後も、羽田空港国際線ターミナル駅（現羽田空港第 3 ターミナル駅、2010 年度供用開始、投資額約 150 億円）の建設や、連続立体交差事業に合わせて、輸送力の増強・速達性の向上を図るため、本線から空港線への分岐点である京急蒲田駅の総合改善事業（2012 年度供用開始、当社負担分約 70 億円）の実施など多額の追加投資を行い、羽田空港へのアクセス機能が向上しております。

今後も、引き続き積極的な営業活動に努めるとともに、利便性向上を図るべく、鋭意努力して参ります。

お客様におかれましては、加算運賃につきまして、引き続きご理解をお願い申し上げます。

以 上

（過去 5 年間のデータは次ページ）

京浜急行電鉄(株)の加算運賃について

平成10年11月設定
天空橋駅～羽田空港駅 [現羽田空港第1・第2ターミナル駅] (3.2キロ) 170円
令和元年10月より 50円に引下げ

【加算運賃に係る資本費コスト及び回収額】

(単位:百万円)

年 度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	累計額
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	
A	設備投資額 70,081						70,081
B	施設使用料・支払利息等	803	840	843	894	1,038	41,877
C	加算運賃収入	772	1,012	1,593	2,004	2,210	95,599
D	基本運賃収入からの回収額	0	0	0	0	407	4,025
年度末累計額による回収率		85.3%	85.6%	86.3%	87.5%	89.0%	89.0%

(C+D) / (A+B) × 100

【鉄道事業収支】

年 度		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
営業収入	旅客運賃	51,951	57,349	65,997	74,818	81,474
	運輸雑収	2,777	2,556	2,721	2,435	2,564
	計	54,728	59,905	68,718	77,253	84,038
営業費用	人件費	22,716	21,880	23,255	22,718	22,668
	修繕費	5,218	4,963	5,754	5,808	5,568
	その他経費	14,770	14,617	15,774	14,766	16,152
	諸税	4,357	4,511	4,585	5,622	4,485
	減価償却費	19,997	19,175	18,741	18,625	18,480
	計	67,058	65,146	68,109	67,539	67,354
営業損益		-12,330	-5,241	609	9,714	16,684
営業外収益		354	491	523	481	448
営業外費用		2,305	2,082	2,020	2,334	2,222
経常損益		-14,281	-6,832	-888	7,861	14,910
特別利益		0	0	0	0	0
特別損失		0	0	0	0	0
税引前当期純利益		-14,281	-6,832	-888	7,861	14,911
法人税等(調整額含む)		-4,391	2,813	1,562	17,444	1,846
当期純利益		-9,890	-9,645	-2,450	-9,582	13,065
配当所要額		717	1,446	1,617	2,120	3,618
最終損益		-10,607	-11,091	-4,067	-11,703	9,447

基本運賃収入割合	全線	51,179	56,337	64,404	72,814	79,264
	加算区間	1,089	1,394	2,138	2,910	3,415
	比率	2.1%	2.5%	3.3%	4.0%	4.3%

加算区間に係る按分額(鉄道事業最終損益×基本運賃収入割合(損失の場合は0))

基本運賃収入からの回収額	0	0	0	0	407
--------------	---	---	---	---	-----

令和7年度

大田区交通安全のあらまし

令和7年7月

大 田 区

資 料 に つ い て

本書に使用されている交通事故統計は、警視庁交通部で集計した確定数を中心に作成していますが、一部の統計については、区内各警察署及び各関係機関の協力により提供していただいた資料に基づき作成しています。なお、百分率については四捨五入の関係で、合計が合わないものがあります。

用 語 の 意 味

交 通 事 故	道路交通法第2条第1項に規定する道路上において車両、路面電車及び列車（軌道車）の交通による人の死傷または物の損壊をいう。ただし、本書においては人身事故のみを計上している（なお、大田区内の交通事故においては、自動車専用道路での交通事故を除く）。
人 身 事 故	交通事故により人の死傷があったものをいう。
死 亡	交通事故発生から24時間以内に死亡した場合をいう。
重 傷	交通事故により加療日数が30日以上の場合をいう。
軽 傷	交通事故により加療日数が30日未満の場合をいう。
第 1 当 事 者	違反（過失）がより重いか、または違反（過失）が同程度の場合にあっては、被害がより小さい方の当事者をいう。
第 2 当 事 者	違反（過失）がより軽いか、または違反（過失）が同程度の場合にあっては、被害がより大きい方の当事者をいう。
歩 行 者	歩行中の人のほか、路側に立っていた人、路上作業、路上遊戯中の人をいう。
こ だ も の 事 故	幼児（園児を含む）、小学生、中学生が関与した交通事故をいう。
20 歳 未 満 の 事 故	こどもと高校生を除いた20歳未満の人が関与した交通事故をいう。
若 年 層 の 事 故	こどもを除いた25歳未満の人が関与した交通事故をいう。
高 齢 者 の 事 故	65歳以上の人が関与した交通事故をいう。
安 全 運 転 義 務	車両等の運転者はハンドル、ブレーキその他の装置を確実に操作し、道路、交通車両等の状況に応じ、他人に危害を及ぼさないような速度と方法で運転しなければならないことをいう。

目 次

第1 交通事故発生状況

概況	1
1 全国及び東京都内の交通事故	2
(1) 全国の交通事故発生状況	
(2) 東京都内の交通事故発生状況	
2 23 区の交通事故発生状況	3
3 指数による区内交通概要	4
4 大田区内の交通事故	5
(1) 交通事故発生状況	5
(2) 死亡事故発生状況	5
(3) 曜日別発生状況	6
(4) 月別・時間別発生状況	6
(5) 年齢層別死傷者数	7
(6) こどもの事故	8
(7) 若年層の事故	9
(8) 高齢者の事故	9
(9) 事故当事者から見た交通事故	11

第2 交通安全対策

1 推進体制	18
2 点検整備	19
3 啓発	20
4 交通安全運動	24

第3 交通事故相談

25

第4 被害者のための援護機関

25

大田区交通安全対策のあゆみ

26

第1 交通事故発生状況

概況

令和6年に発生した全国の交通事故は、事故発生件数 290,895 件、死者数 2,663 人、負傷者数 344,395 人で、前年に対し事故発生件数は 17,035 件、死者数 15 人、負傷者数 21,200 人それぞれ減少しました。事故発生件数、死者数、負傷者数ともに令和5年は前年から増加しましたが、令和6年は再び減少に転じました。

一方、東京都内の令和6年の交通事故は、事故発生件数 30,103 件、死者数 146 人、負傷者数 33,251 人となり、前年に対し事故発生件数は 1,282 件、負傷者数は 1,619 人の減少、死者数は 10 人増加しました。

大田区では、事故発生件数は 1,506 件と前年に対し 77 件減少しています。死者数は 13 人、負傷者数は 1,643 人となり、前年に対して、死者数は 2 人増加、負傷者数は 76 人減少しました。

23 区内の件数が多い順番で見ると、事故発生件数は 3 番目、死者数は 1 番目となっていますが、道路延長当たりの順位で見ると、事故件数は 11 番目、死者数は 6 番目となっています。

死者数を年齢別にみると、20 歳代が 2 人、30 歳代が 3 人、40 歳代が 1 人、50 歳代が 1 人、65～69 歳が 2 人、70 歳以上が 4 人となっています。また、当事者別にみると歩行者が 6 人、原付が 1 人、自動二輪が 4 人となっています。

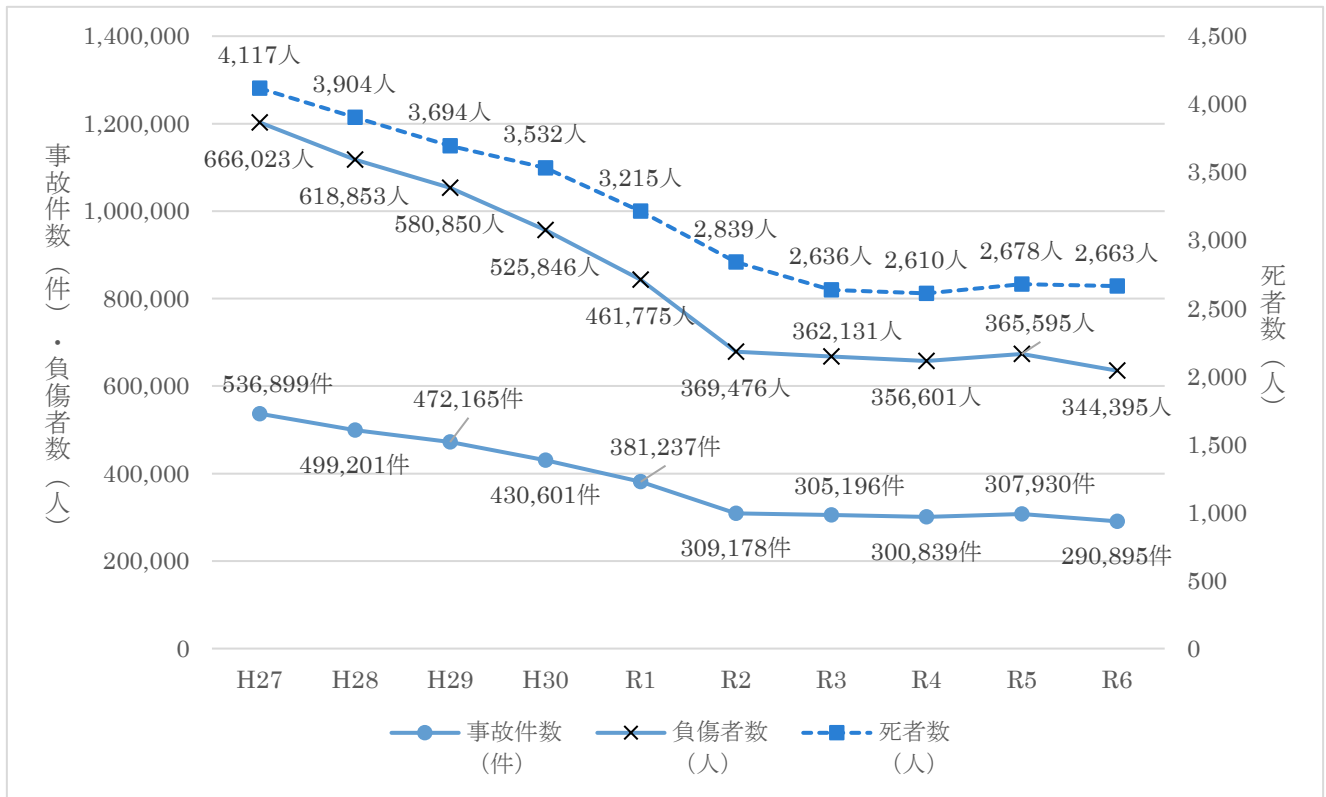
当事者別発生件数については、自転車が 878 件と最も多く、次いで普通乗用車が 668 件、自動二輪が 244 件、歩行者が 227 件などとなっています。また、当事者別の死傷者数では、自転車が 755 人と非常に多くなっており、次いで普通乗用車が 269 人、歩行者 226 人、自動二輪 209 人などと続いています。区内では自転車に関与した交通事故の割合が 53.2%と高い数値になっています。

歩行者及び自転車の事故要因をみると、歩行者は 85.0%が、自転車は 18.8%が交通違反をしていないにも関わらず事故に巻き込まれています。

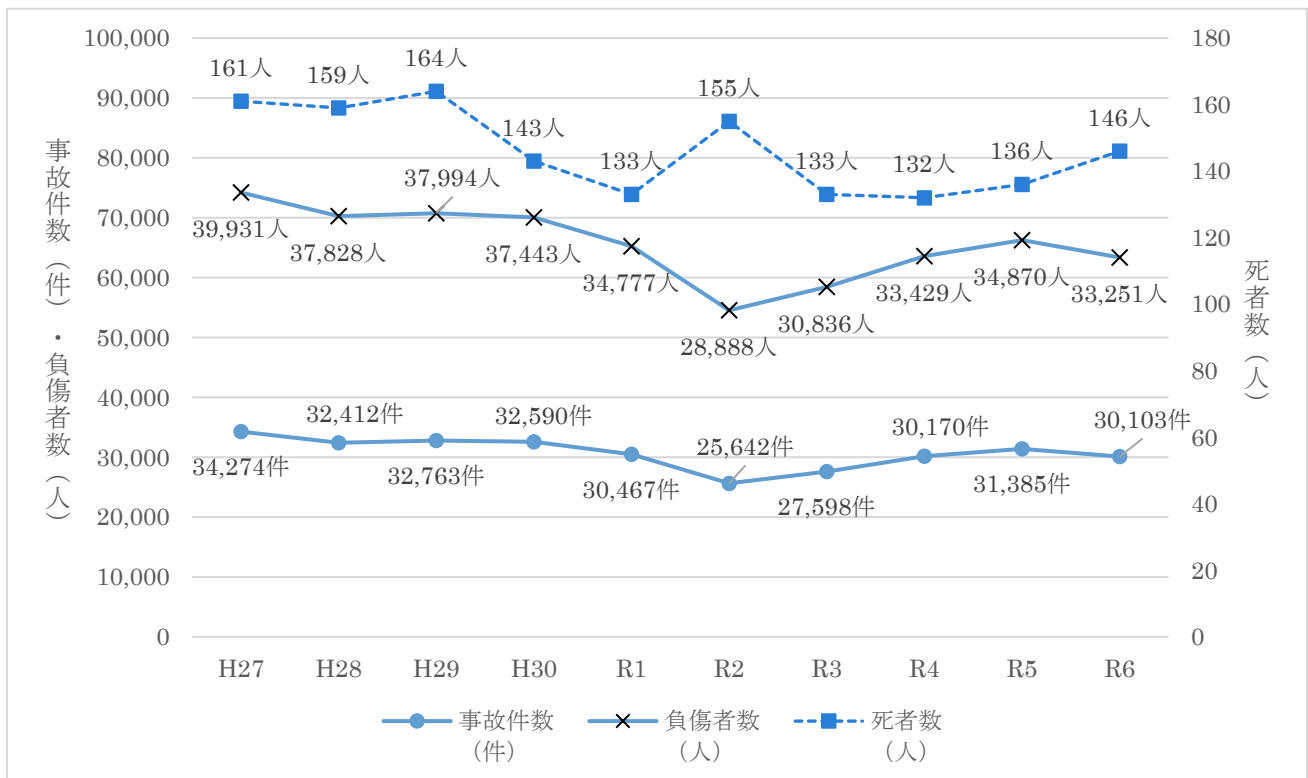
交通安全を推進するためには、自動車運転手と歩行者及び自転車利用者が正しい交通ルールを守っていくことが重要です。区は関係機関との連携により、交通安全教室等を実施し、交通安全意識の普及啓発に努めています。

1 全国及び東京都内の交通事故

(1) 全国の交通事故発生状況



(2) 東京都内の交通事故発生状況



2 23区の交通事故発生状況（令和6年）

項目 区別	発生件数（件）		死者数（人）		負傷者数（人）				1件 当たりの 死傷者数 （人）
	件数	増減数	人数	増減数	重傷	軽傷	合計	増減数	
千代田	579	-39	3	2	33	617	650	-49	1.13
中央	697	-19	2	1	57	725	782	-6	1.12
港	1,115	-89	4	-1	82	1,147	1,229	-119	1.11
新宿	1,111	19	6	-1	80	1,126	1,206	7	1.09
文京	472	3	3	2	27	481	508	4	1.08
台東	710	17	3	-2	57	725	782	29	1.11
墨田	585	-35	3	-1	40	597	637	-37	1.09
江東	1,246	16	4	-2	67	1,291	1,358	14	1.09
品川	924	-62	4	2	44	937	981	-97	1.07
目黒	609	-76	2	0	42	611	653	-87	1.08
大田	1,506	-77	13	2	113	1,530	1,643	-76	1.10
世田谷	1,808	49	3	-6	94	1,897	1,991	50	1.10
渋谷	726	-134	5	1	61	713	774	-164	1.07
中野	622	-60	2	1	25	632	657	-67	1.06
杉並	1,034	13	4	-3	63	1,089	1,152	23	1.12
豊島	527	-51	6	5	33	522	555	-56	1.06
北	532	-136	6	6	58	516	574	-165	1.09
荒川	353	1	1	-1	28	349	377	-4	1.07
板橋	1,088	84	3	-3	51	1,116	1,167	48	1.08
練馬	1,007	-12	6	-2	77	1,034	1,111	-10	1.11
足立	1,715	-176	4	-4	85	1,790	1,875	-192	1.10
葛飾	743	-92	2	-1	51	755	806	-101	1.09
江戸川	1,316	-37	4	-4	107	1,319	1,426	-93	1.09
合計	21,025	-893	93	-9	1,375	21,519	22,894	-1,148	1.09

※増減数は対前年のもの。

※表内数値は、自動車専用道路での交通事故を含まない。

3 指数による区内交通概要

項目 \ 年		27	28	29	30	1	2	3	4	5	6	
人 口	人口（人）	712,057	717,295	723,341	729,534	734,493	733,672	728,703	732,074	733,634	740,519	
	指数	100.0	100.7	101.6	102.5	103.2	103.0	102.3	102.8	103.0	104.0	
道 路	総延長（m）	852,177	852,497	853,591	853,794	853,791	854,088	854,754	853,163	853,126	851,770	
	指数	100.0	100.0	100.2	100.2	100.2	100.2	100.3	100.1	100.1	100.0	
保 有 台 数	登録台数（台）	227,234	219,090	225,087	224,117	223,261	221,754	220,403	220,065	219,846		
	指数	100.0	96.4	99.1	98.6	98.3	97.6	97.0	96.8	96.7		
	うち乗用車（台）	136,346	132,491	136,312	136,427	136,179	135,269	134,629	134,432	134,040		
	うちトラック（台）	41,106	37,810	41,036	40,974	41,118	41,188	40,828	40,670	40,724		
	うち二輪車（台）	39,886	38,802	37,640	36,478	35,507	34,707	34,349	34,329	34,292		
	その他（台）	9,896	9,987	10,099	10,238	10,457	10,590	10,597	10,634	10,790		
交 通 量	都県境（台）	348,416	348,041	340,598	335,533	344,511	350,732	352,964	341,321	342,782	342,896	
	指数	100.0	99.9	97.8	96.3	98.9	100.7	101.3	98.0	98.4	98.4	
	主要交差点（台）	492,393	470,377	475,122	459,553	466,124	470,662	474,599	457,717	463,225	455,524	
	指数	100.0	95.5	96.5	93.3	94.7	95.6	96.4	93.0	94.1	92.5	
事 故 件 数	件数（件）	1,470	1,279	1,348	1,445	1,332	1,259	1,400	1,426	1,583	1,506	
	指数	100.0	87.0	91.7	98.3	90.6	85.6	95.2	97.0	107.7	102.4	
交 通 事 故 に よ る 死 傷 者	死者数（人）		11	11	3	10	7	14	7	10	11	13
	指数		100.0	100.0	27.3	90.9	63.6	127.3	63.6	90.9	100.0	118.2
	負 傷 者	重傷者数（人）	10	11	37	56	59	56	81	87	72	113
		軽傷者数（人）	1,664	1,472	1,469	1,572	1,420	1,317	1,465	1,457	1,647	1,530
		合　　計（人）	1,674	1,483	1,506	1,628	1,479	1,373	1,546	1,544	1,719	1,643
	指数		100.0	88.6	90.0	97.3	88.4	82.0	92.4	92.2	102.7	98.1

※指数は平成27年を100とした場合の数値。

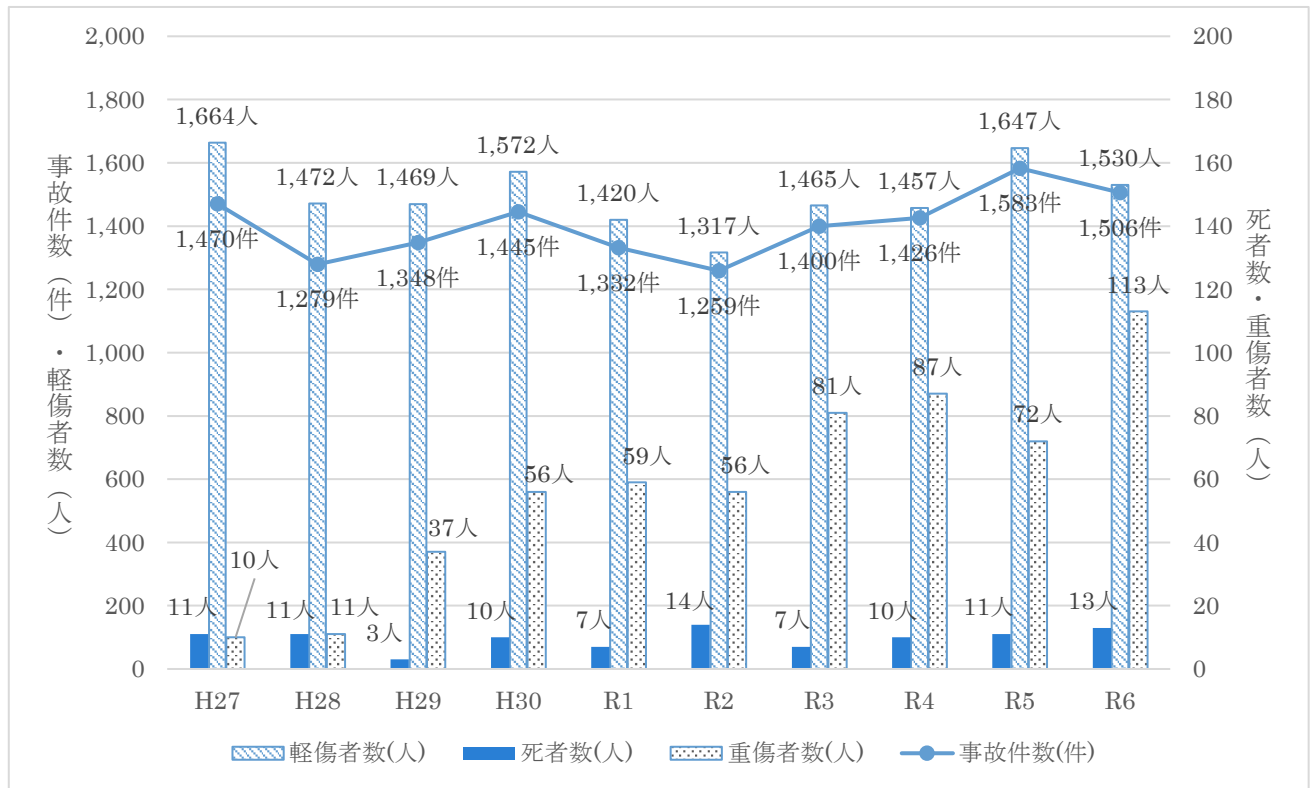
※人口は翌年1月1日時点の数値。

※「交通量－都県境」は24時間あたりの、「交通量－主要交差点」は7～19時の12時間あたりの数を表す。

※「保有台数－うち乗用車」には乗合車（バス等）を含む。

4 大田区内の交通事故

(1) 交通事故発生状況



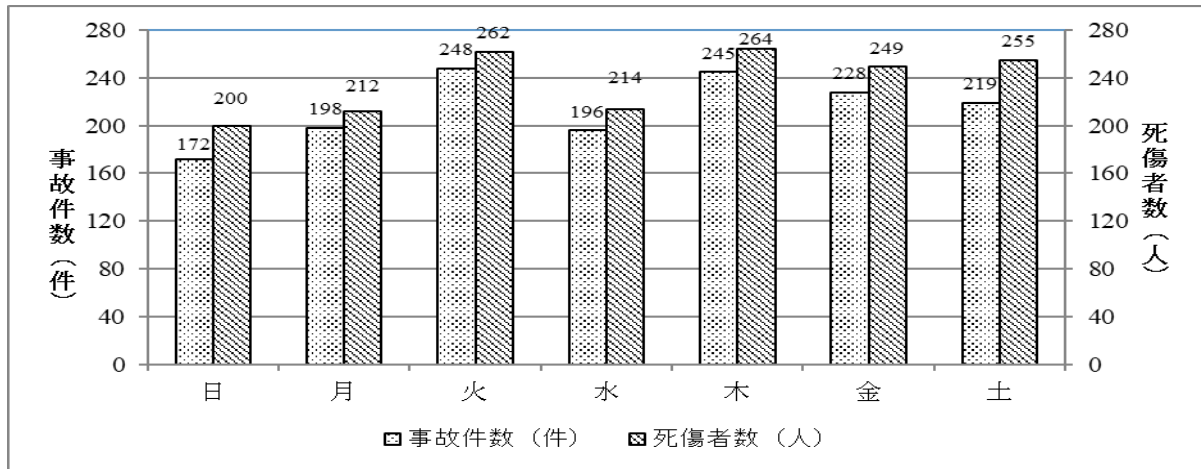
(2) 死亡事故発生状況(年齢層別死者数)

(単位: 人)

年 年齢層	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
幼児										
小学生										
中学生										
高校生									1	
20歳未満										
20歳代	2			2	1	4		1		2
30歳代	2	2				2	1	1	2	3
40歳代		3	2	1					1	1
50歳代	3	1		1	2	1	1	1	3	1
60～64歳	1		1	1		1	1		1	
65～69歳	1				1				1	2
70歳以上	2	5		5	3	6	4	7	2	4
合計	11	11	3	10	7	14	7	10	11	13
増減数		0	-8	7	-3	7	-7	3	1	2

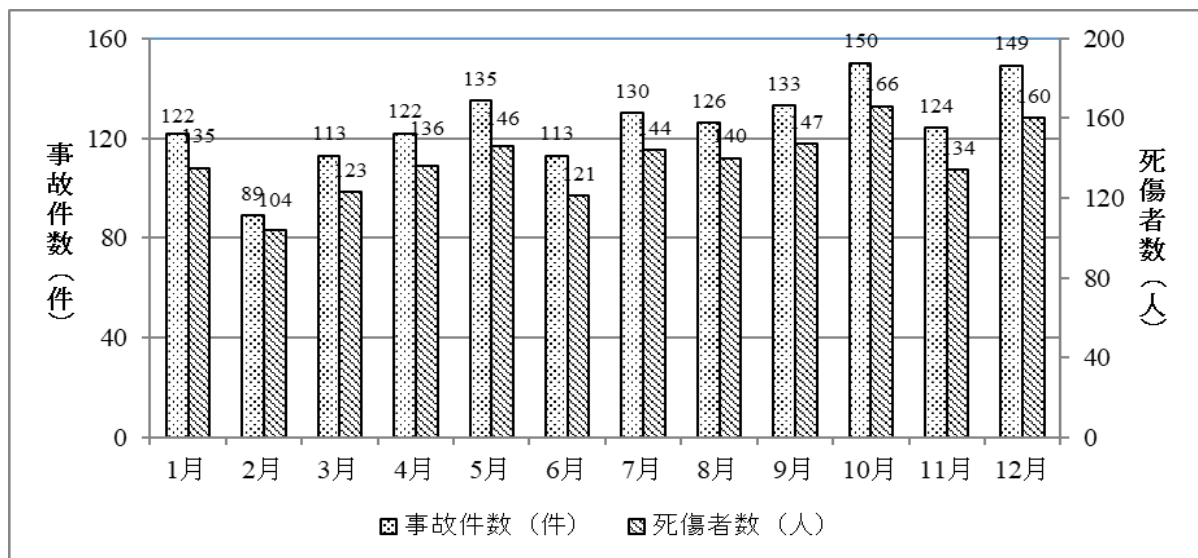
※増減数は対前年のもの。

(3) 曜日別発生状況（令和6年）

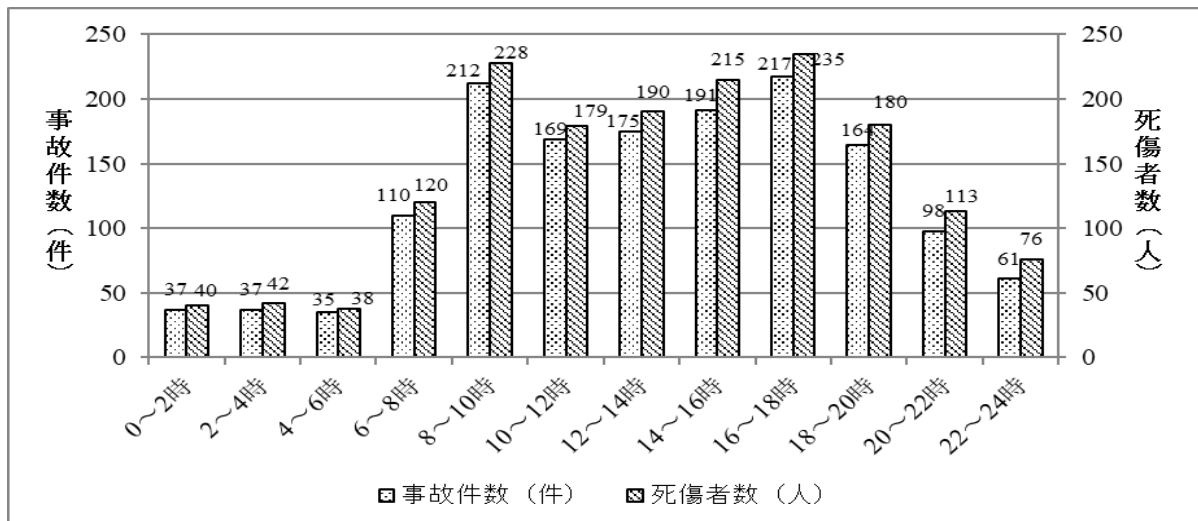


(4) 月別・時間別発生状況（令和6年）

ア 月別発生状況



イ 時間別発生状況



(5) 年齢層別死傷者数(令和6年)

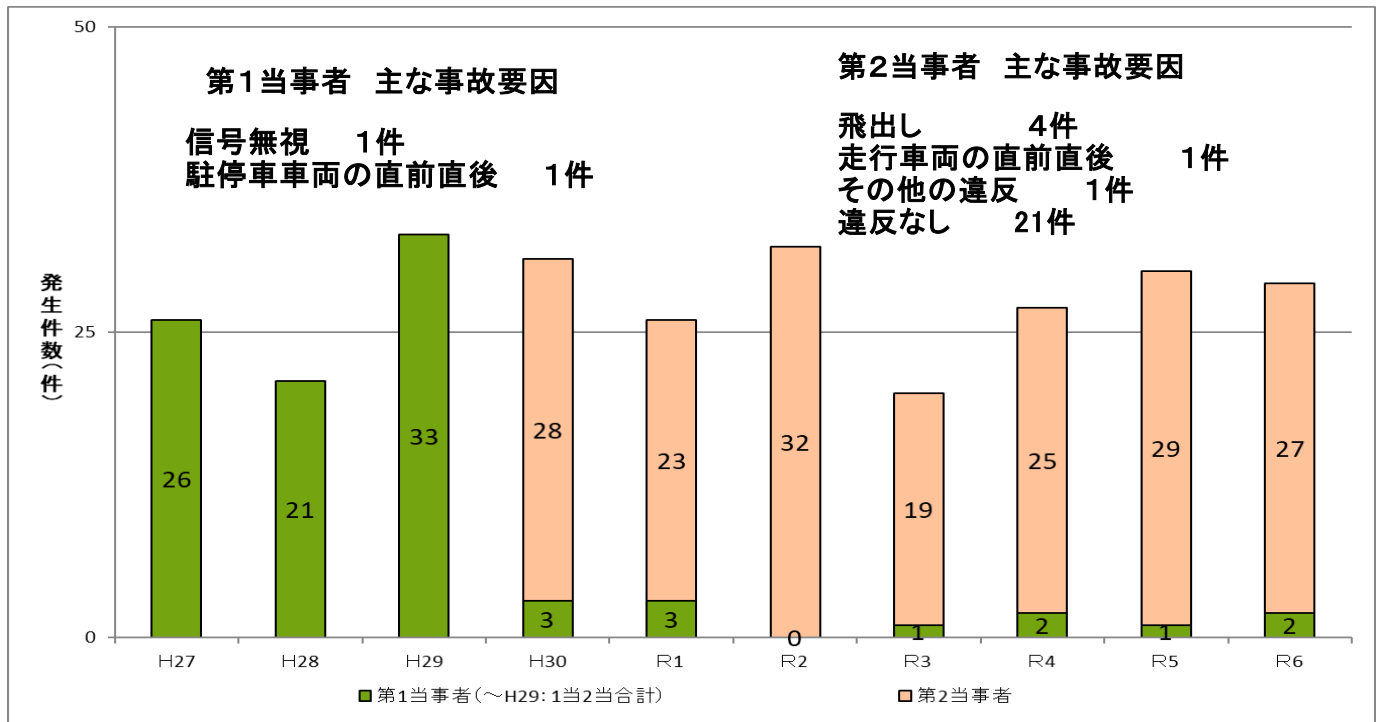
(単位:人)

死傷者別 年 齢 別			死 者 数			負 傷 者 数				
			6年	5年	増減数	6年			5年計	増減数
						重傷者数	軽傷者数	計		
こども計	幼 児	1歳以下					2	2	4	-2
		2歳					1	1	3	-2
		3歳					6	6	4	2
		4歳					3	3	2	1
		5歳					3	3	6	-3
		6歳				1	3	4	2	2
		小 計				1	18	19	21	-2
	小 学 生	1年生					6	6	9	-3
		2年生				1	9	10	8	2
		3年生				1	8	9	13	-4
		4年生					15	15	17	-2
		5年生				1	6	7	10	-3
		6年生				1	11	12	4	8
		小 計				4	55	59	61	-2
	中 学 生	1年生					8	8	6	2
		2年生					6	6	7	-1
		3年生					7	7	9	-2
		小 計					21	21	22	-1
	こども計						5	94	99	104
高 校 生				1	-1	1	30	31	47	-16
20 歳 未 満						1	18	19	23	-4
20 ～ 24 歳			1		1	5	83	88	108	-20
25 ～ 29 歳			1		1	9	109	118	101	17
30 歳 代			3	2	1	12	219	231	257	-26
40 歳 代			1	1	0	13	276	289	284	5
50 歳 代			1	3	-2	28	281	309	313	-4
60 ～ 64 歳				1	-1	4	92	96	108	-12
高 齢 者	65 ～69 歳		2	1	1	6	69	75	93	-18
	70 歳以上		4	2	2	29	259	288	281	7
高 齢 者 計			6	3	3	35	328	363	374	-11
合 計			13	11	2	113	1,530	1,643	1,719	-76
増 減 数			2			41	-117	-76		

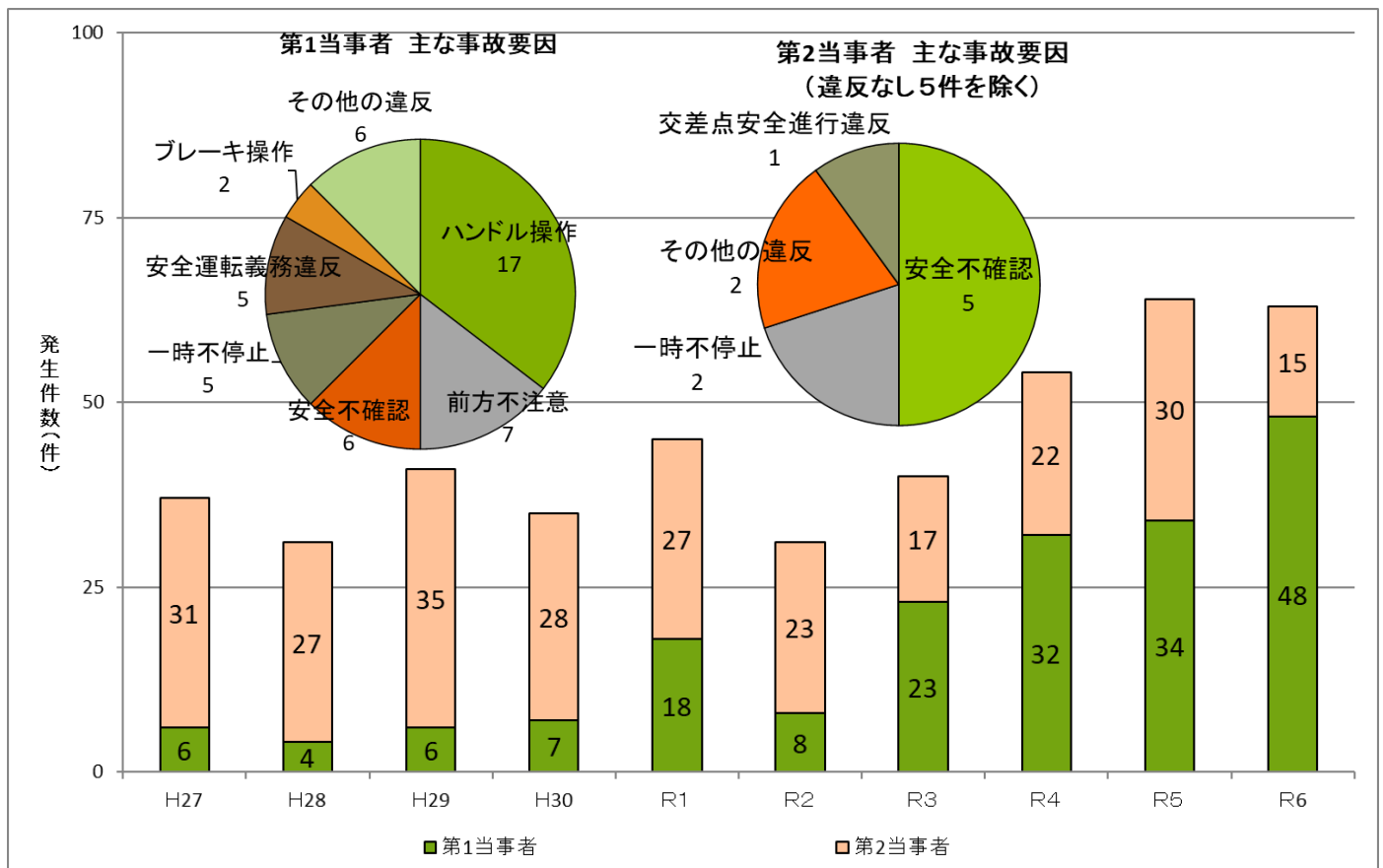
※増減数は対前年のもの。

(6) こどもの事故(令和6年)

ア こどもの歩行者事故発生状況(第1当事者・第2当事者 ～H29 合計、H30～別)

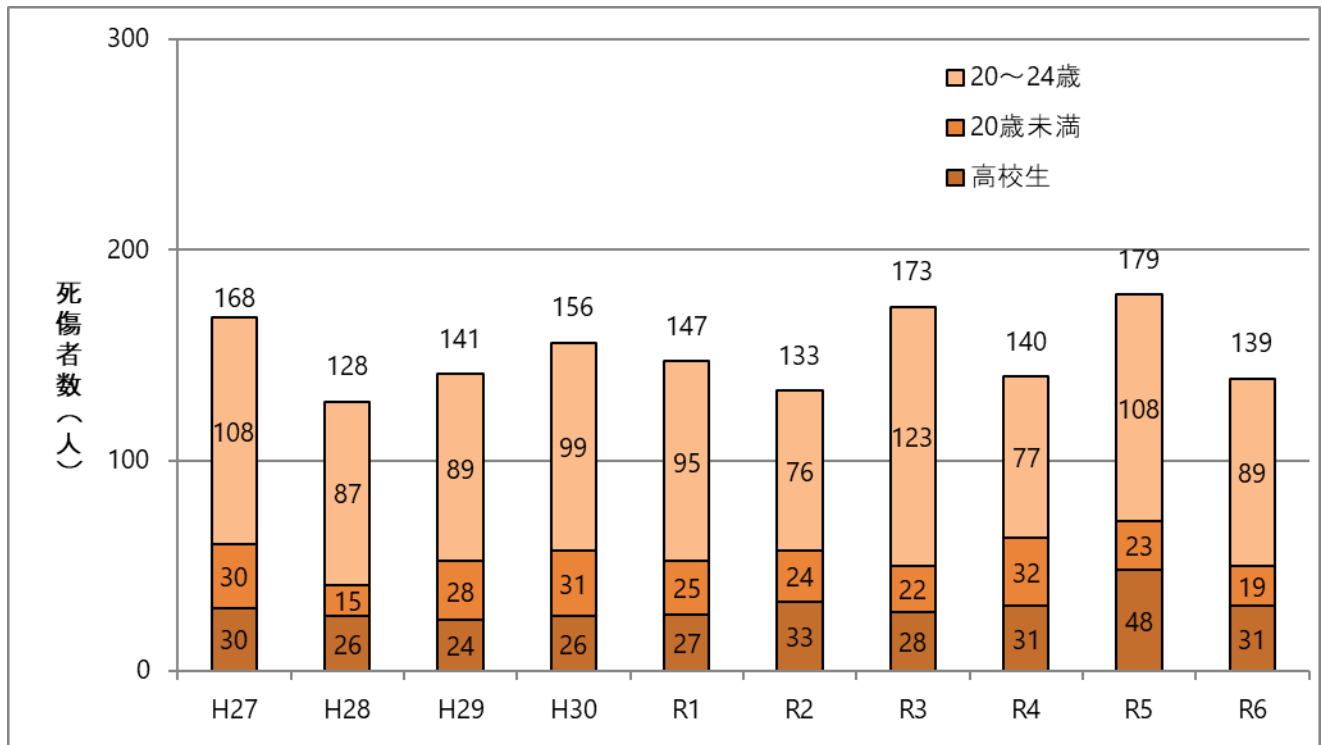


イ こどもの自転車事故発生状況(第1当事者・第2当事者別)



(7) 若年層の事故

若年層の交通事故発生状況（第1当事者・第2当事者合計）

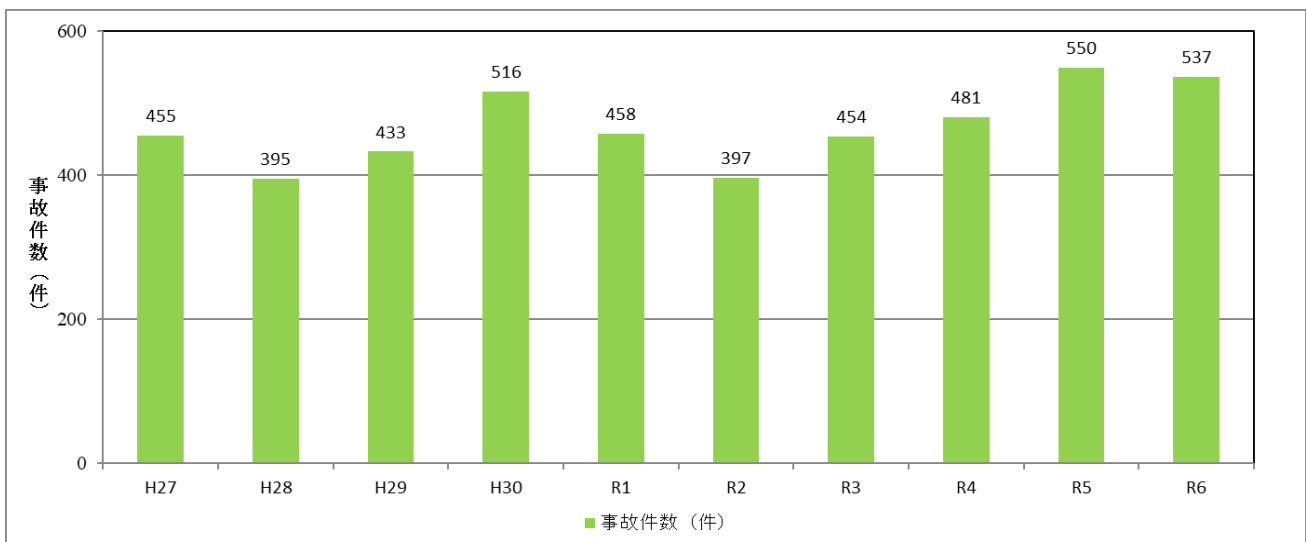


(8) 高齢者の事故（65歳以上）

ア 高齢者の交通事故発生状況（第1当事者・第2当事者合計）

項目	年	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
事故件数（件）		455	395	433	516	458	397	454	481	550	537
死者数（人）		3	5	0	5	4	6	4	7	3	6
重傷者数（人）		5	6	17	13	13	21	23	29	26	35
軽傷者数（人）		266	243	247	293	256	222	274	269	348	328

事故件数は第1当事者・第2当事者の合計から高齢者同士の事故を除いた数字



イ 高齢者の交通事故年齢層別死傷者数

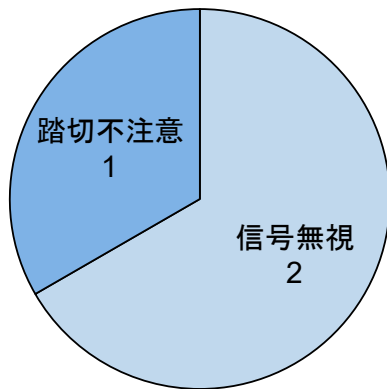
(単位:人)

項目	年	4			5			6		
	年齢層	65～69歳	70歳～79歳	80歳以上	65～69歳	70歳～79歳	80歳以上	65～69歳	70歳～79歳	80歳以上
死者数		0	5	2	1	2	0	2	2	2
重傷者数		4	17	8	5	11	10	6	15	14
軽傷者数		60	135	74	88	166	94	69	149	110
合計		64	157	84	94	179	104	77	166	126

ウ 高齢者の主な歩行者事故原因 (令和6年)

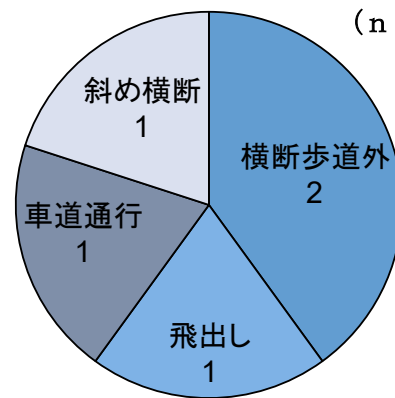
(単位:件)

第1当事者 主な事故要因
(n=3)



第2当事者 主な事故要因
(違反なし57件を除く)

(n=62)

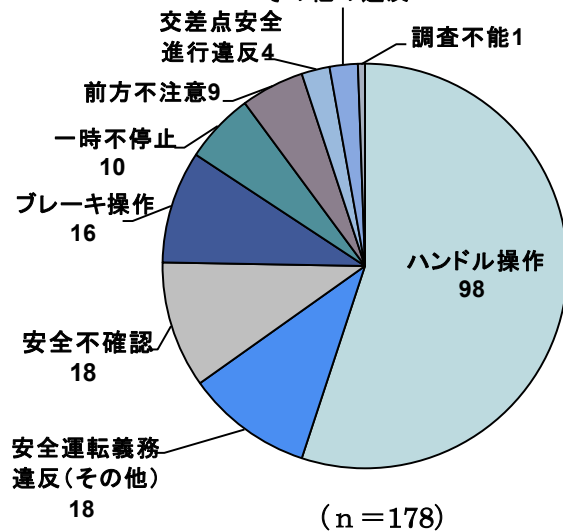


エ 高齢者の主な自転車事故原因 (令和6年)

(単位:件)

第1当事者 主な事故要因

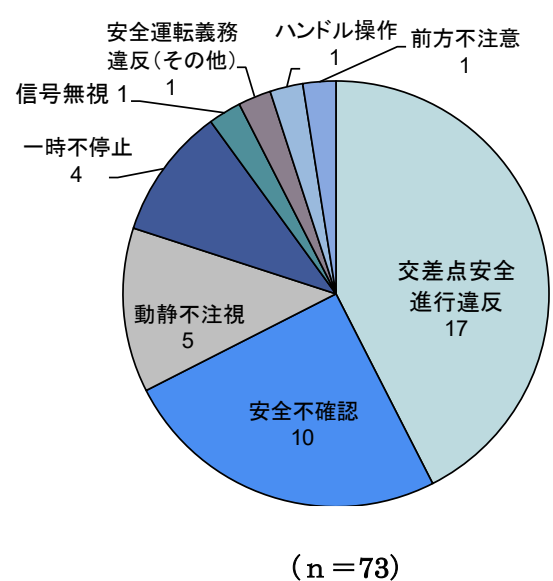
その他の違反4



(n=178)

第2当事者 主な事故要因

(違反なし33件を除く)



(n=73)

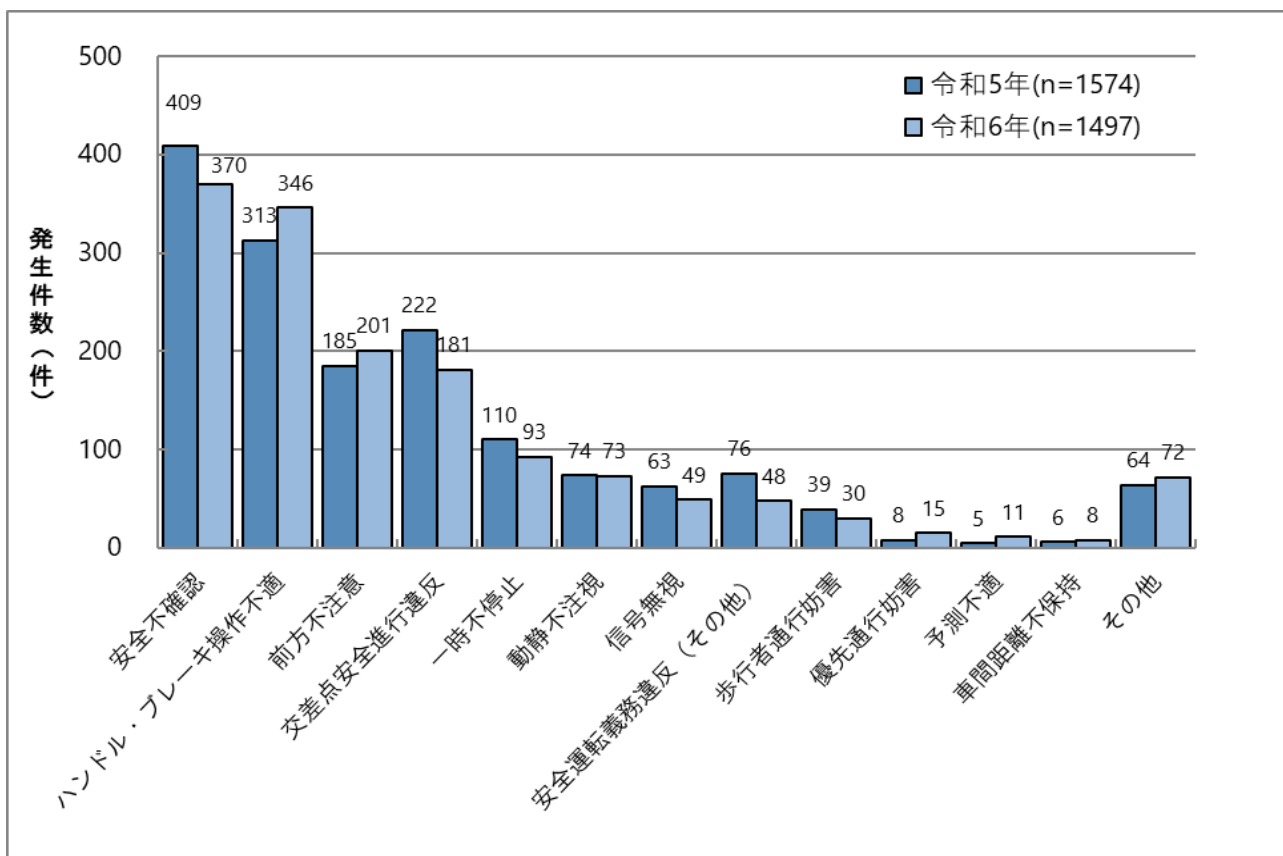
(9) 事故当事者から見た交通事故

ア 当事者別事故 (令和6年)

		事故件数 (件)			死傷者数 (人)			
		第1当事者	第2当事者	計	死者	重傷者	軽傷者	計
乗用車	大型車	6	3	9	0	0	6	6
	中型車	2	0	2	0	0	0	0
	準中型車	0	1	1	0	0	0	0
	普通車	456	212	668	0	3	266	269
	軽自動車	60	35	95	0	0	37	37
貨物車	大型車	31	15	46	0	1	11	12
	中型車	16	3	19	0	1	4	5
	準中型車	45	15	60	0	0	18	18
	普通車	69	27	96	0	0	20	20
	軽自動車	104	50	154	1	0	34	35
特殊車		2	1	3	0	0	1	1
二輪車	自動二輪	103	141	244	4	27	178	209
	原付	48	37	85	1	5	49	55
自転車		528	350	878	1	53	701	755
歩行者		9	218	227	6	22	198	226
その他		27	4	31	0	1	7	8

※その他とは、列車、特定小型原付、軽車両その他（リヤカー、荷車等）、道路上の歩行者以外の人、道路外、ひき逃げ等で不明の人をいう。

イ 車両側を第1当事者とする主な事故原因 (※自転車を含む)



ウ 第1 当事者別事故原因（令和6年 ※歩行者を除く）

（単位：件）

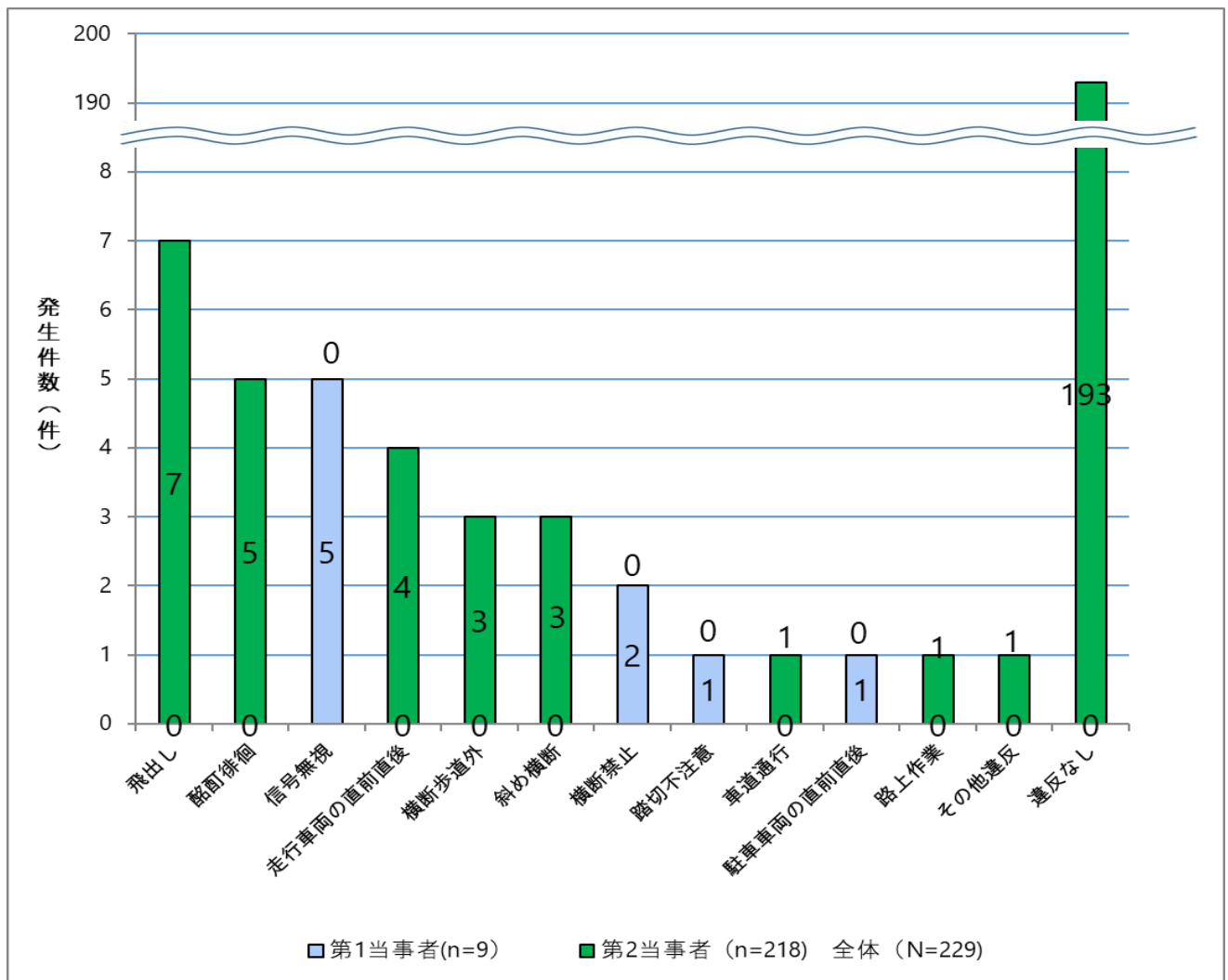
種別	原因別	車																			合 計	前 年 合 計	増 減 数	
		大型 乗用	中型 乗用	準 中型 乗用	普通 乗用	軽 乗用	ミニ カー	大型 貨物	中型 貨物	準 中型 貨物	普通 貨物	軽 貨物	大型 特殊	小型 特殊	自動 二輪	原付 自転車	電車・ 列車	特定 小型	自転車	その他				対象 外
	信号無視				14	2				1	3	2			9	3			15			49	63	-14
	通行禁止違反																					0	1	-1
通行 区分	右側																		1			1	2	-1
	その他																		2			2	1	1
	最高速度違反																					0	1	-1
	後退禁止違反																					0	1	-1
	横断・転回禁止違反																					0	1	-1
	車間距離不保持				4	1		1								1			1			8	6	2
	進路変更禁止違反				2				1						2							5	2	3
	通行妨害（車両等）																					0	0	0
	右折違反																		1			1	1	0
	左折違反				1						1											2	1	1
	優先通行妨害				4	2		2		1	2	1	1			1			1			15	8	7
	交差点安全進行違反	1	1		76	16		3	2	8	10	21			11	8			24			181	222	-41
	歩行者通行妨害				13	3		2			3	5							4			30	39	-9
	徐行場所				1	1																2	3	-1
	一時不停止				15	2				1	3	3			1	5			63			93	110	-17
	酒酔い運転														1			1	3			5	2	3
	過労運転				1	2				1												4	7	-3
	ハンドル操作不適				4			2	1		1	3			27	10		3	210			261	234	27
	ブレーキ操作不適	3	1		28	2		2			2	3			13	2			29			85	79	6
	前方不注意				77	5	1	4	4	11	15	25			12	6			41			201	185	16
	動静不注視				27	4		1	2	4	8	7			6	2			12			73	74	-1
	安全不確認	1			171	18	1	13	5	15	22	33		1	17	6			67			370	409	-39
	安全速度																					0	0	0
	予測不適	1			2				1	1					2	1			3			11	5	6
	安全運転義務違反（その他）				3										1	1		1	42			48	76	-28
	ドア開放				1			1	1													3	4	-1
	その他の違反				10					1						2			6			19	18	1
	調査不能				2										1				3			6	5	1
	対象外																			22		22	14	8
	合 計	6	2	0	456	58	2	31	16	45	69	104	1	1	103	48	0	5	528	0	22	1,497		
	前 年 合 計	11	2	2	497	65	1	40	18	53	78	121	3	1	94	49	0	新	525	0	14		1,574	
	増 減 数	-5	0	-2	-41	-7	1	-9	-2	-8	-9	-17	-2	0	9	-1	0	設	3	0	8			-77

エ 歩行者事故

歩行者事故年次別推移（第1当事者・第2当事者合計）

年 項目	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
死傷者数（人）	232	208	196	246	221	215	198	213	229	226
全死傷者数に占める歩行者の割合（％）	13.8	13.9	13.0	15.0	14.9	15.5	12.8	13.7	13.2	13.6
こどもの死傷者数（人）	26	24	34	32	27	32	20	28	32	29
高齢者の死傷者数（人）	73	66	55	76	62	71	63	67	69	66
死者数（人）	9	3	1	1	3	7	5	6	6	6

主な歩行者事故原因（令和6年）



オ 自転車事故

自転車事故年次別推移（事故件数は、第1当事者・第2当事者合計件数から自転車同士の事故件数を除いたもの）

年 項目	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
事故件数（件）	503	459	494	600	612	593	686	732	843	801
自転車の 事故関与率（％）	34.2	35.9	36.6	41.5	45.9	47.1	49.0	51.3	53.3	53.2
死者数（人）	0	5	0	4	3	3	1	3	0	1
重傷者数（人）	5	4	12	23	22	25	26	44	28	53
軽傷者数（人）	483	435	455	536	557	526	641	626	768	701

自転車事故年齢層別発生件数（第1当事者・第2当事者合計）

（単位：件）

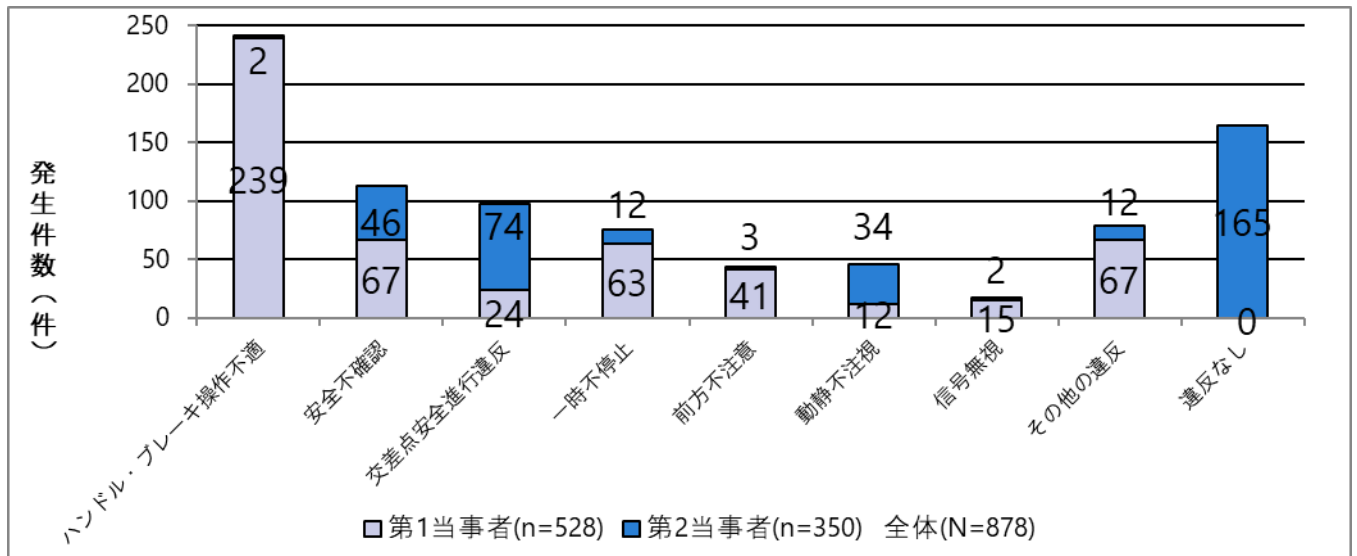
年 項目	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
幼児	1	1	0	2	0	4	1	1	3	1
小学生	23	17	31	24	24	13	25	36	35	38
中学生	13	13	10	9	21	14	14	17	26	24
高校生	27	22	23	22	35	27	32	35	47	34
20歳未満	9	6	19	13	14	12	11	21	13	13
20～24歳	37	28	38	45	51	39	54	42	52	47
25～29歳	42	27	52	39	47	58	69	61	51	59
30歳代	94	91	84	103	99	99	121	109	116	97
40歳代	91	90	85	106	113	109	129	138	147	138
50歳代	54	69	65	71	90	107	127	125	145	122
60～64歳	36	20	16	38	32	37	44	43	54	54
高齢者	65～69歳	27	34	43	48	34	31	31	62	47
	70歳以上	80	68	75	130	128	105	144	157	204

自転車事故原因別発生件数（第1当事者・第2当事者合計）

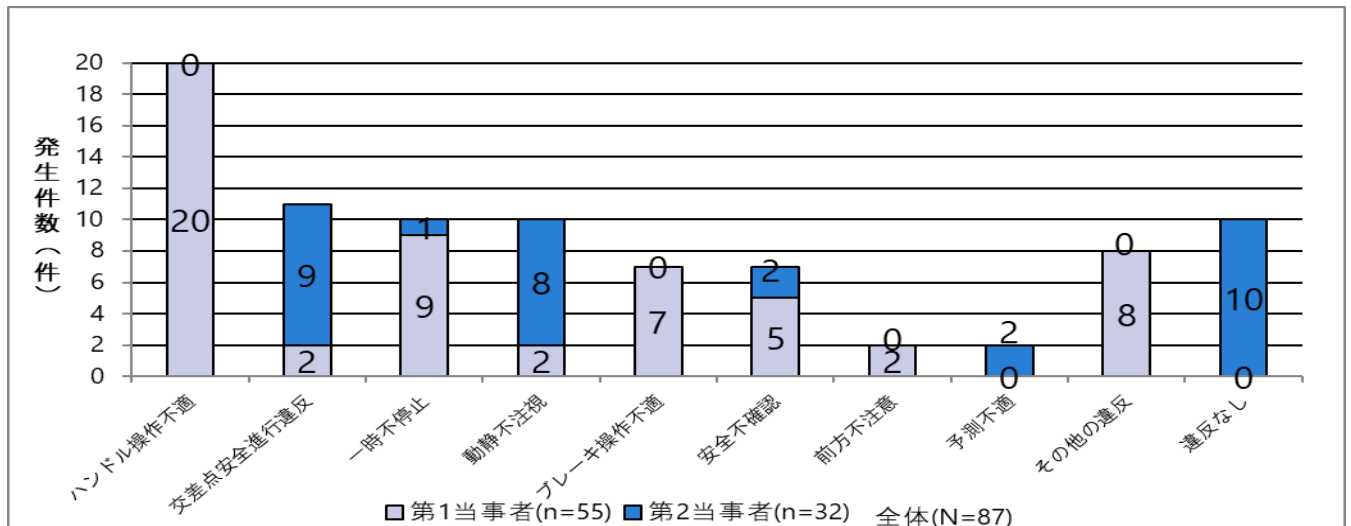
（単位：件）

年 項目	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
信号無視	5	13	10	17	15	12	23	31	22	17
交差点安全進行違反	53	55	73	70	64	52	99	78	112	98
一時不停止	43	29	26	47	48	46	89	59	78	75
ハンドル・ブレーキ操作不適	10	6	45	60	71	57	74	84	214	241
前方不注意	12	12	18	21	15	18	24	31	36	44
動静不注視	43	26	25	44	42	25	26	32	33	46
安全不確認	71	90	65	88	98	81	92	105	114	113
その他の違反	24	19	18	30	34	70	69	106	89	79
もらい事故（違反なし）	273	236	261	273	301	294	306	290	239	165

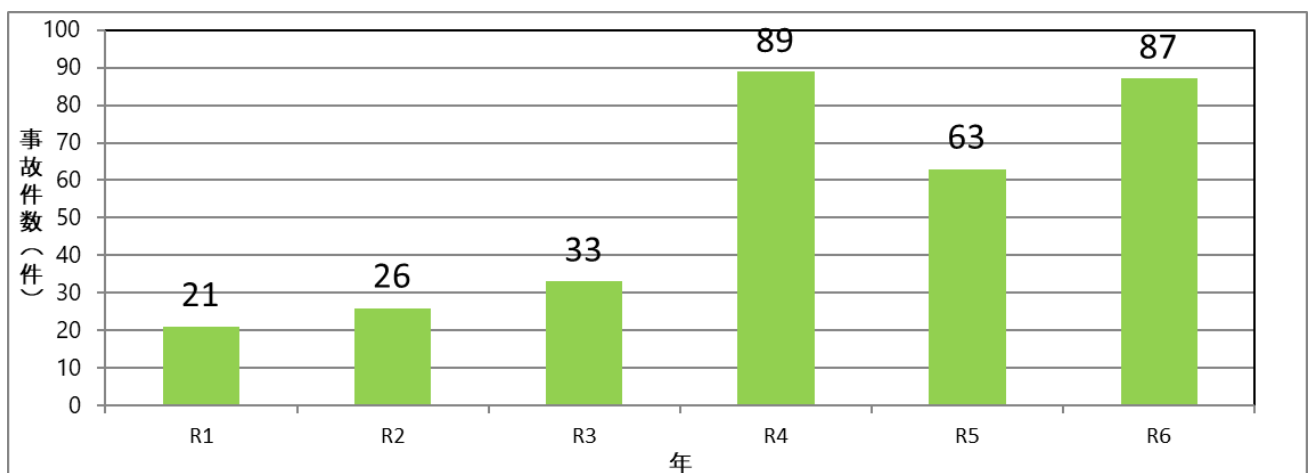
自転車事故原因（令和6年）



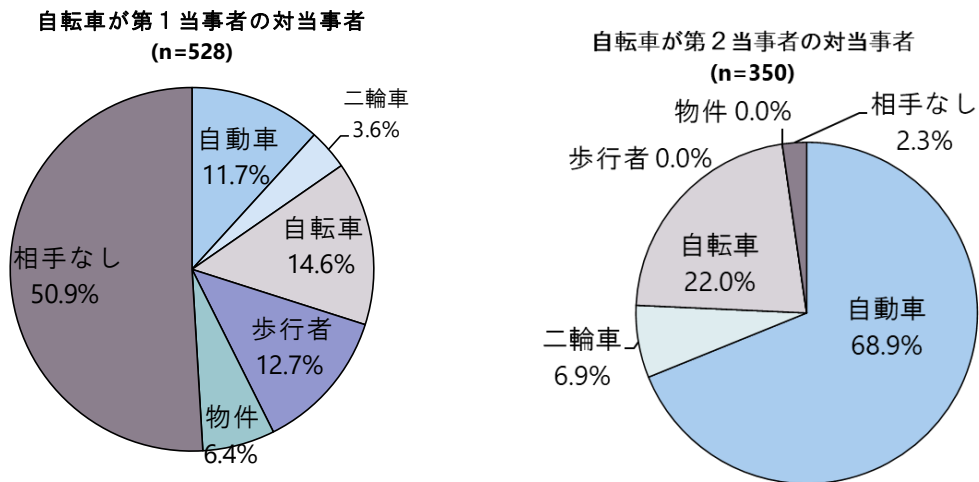
電動アシスト付き自転車事故原因（令和6年）



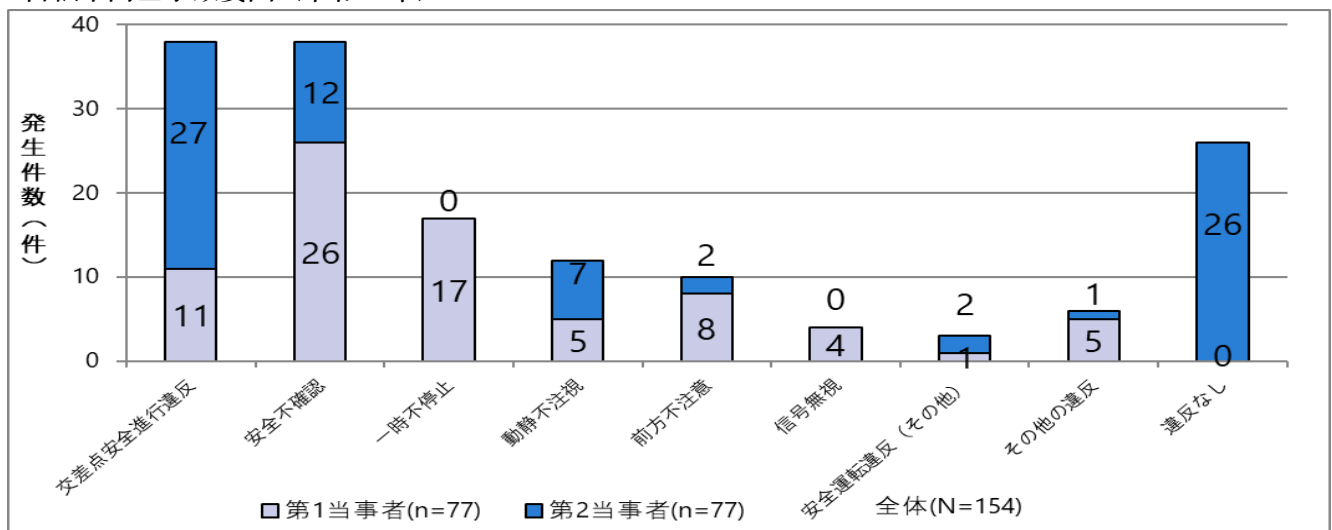
電動アシスト付き自転車事故推移



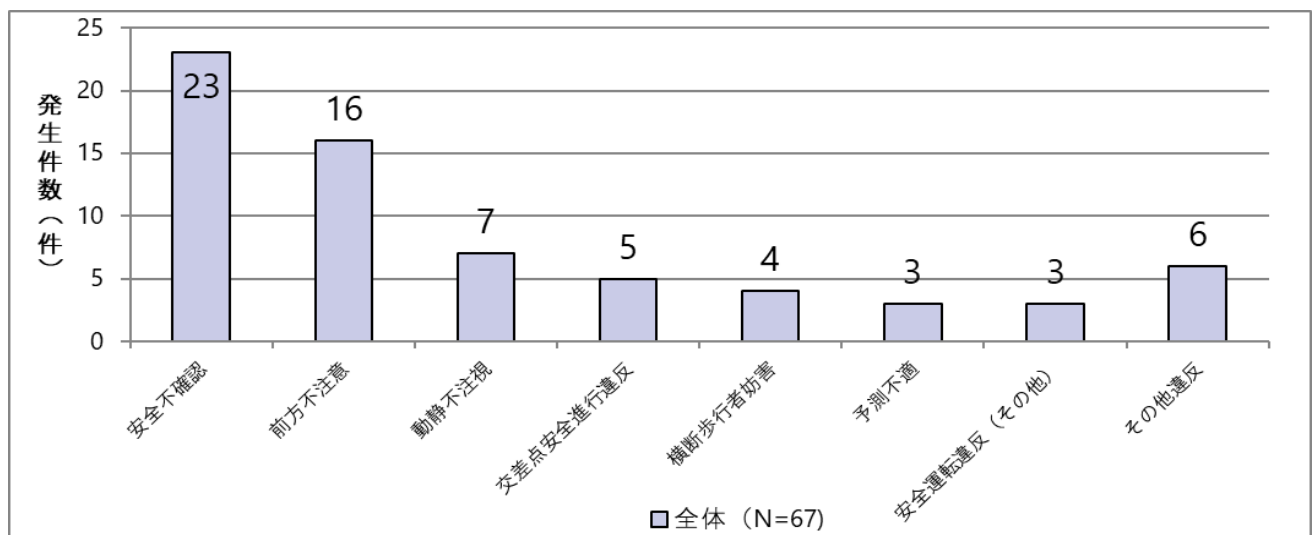
自転車事故の対当事者割合（令和6年）



自転車同士事故要因（令和6年）



自転車側を第1当事者とする自転車対歩行者の事故要因（令和6年）



カ 二輪車（自動二輪・原付自転車）事故

二輪車事故年次別推移（事故件数は、第1当事者・第2当事者合計件数から二輪車同士の事故件数を減じたもの）

年 項目	27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
事故件数（件）	357	311	315	347	307	283	343	305	333	314
二輪車の 事故関与率（％）	24.3	24.3	23.4	24.0	23.0	22.5	24.5	21.4	21.0	20.8
死者数（人）	2	3	2	5	0	2	1	1	6	5
重傷者数（人）	2	1	18	23	14	12	28	15	17	32
軽傷者数（人）	299	248	253	270	239	230	276	242	278	227

二輪車事故年齢層別発生件数（第1当事者・第2当事者合計）

（単位：件）

項目 \ 年		27	28	29	30	1	2	3	4	5	6
幼児		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小学生		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学生		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
高校生		5	4	2	6	5	9	8	4	5	6
20歳未満		21	11	13	13	11	11	13	12	13	19
20～24歳		46	35	35	34	42	31	48	29	33	33
25～29歳		37	33	32	32	30	21	35	32	23	27
30歳代		70	66	71	64	58	54	45	64	72	58
40歳代		78	93	77	94	79	70	72	66	58	62
50歳代		55	59	49	69	65	61	74	76	90	69
60～64歳		26	14	11	17	9	19	15	23	15	21
高齢者	65～69歳	17	8	19	14	8	12	15	9	14	10
	70歳以上	16	7	23	15	14	16	27	9	23	24

第2 交通安全対策

1 推進体制

(1) 計画

ア 大田区交通安全計画（五箇年計画）

大田区交通安全計画（五箇年計画）は、交通事故及び交通公害から区民の生命と生活環境を確保するため、交通安全対策基本法に基づき陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び推進に必要な事項を策定するものです。昭和47年12月に第1次交通安全計画を策定しており、令和3年11月に第11次大田区交通安全計画（令和3～7年度）を策定しました。

イ 施策の重点

第11次大田区交通安全計画（五箇年計画）では、以下を施策の重点としています。

- ①こどもの交通安全の確保 ②社会人の安全教育の実施
③高齢者の交通安全の確保 ④歩行者の安全対策の推進 ⑤自転車の安全利用の推進
⑥「新しい日常」に応じた交通安全対策の推進

(2) 大田区交通安全協議会

昭和40年5月15日、交通安全対策を全区的に推進するため設置されました。区内の各方面の関係機関・団体の参加のもとに交通安全計画を審議・決定する協議会となっています。交通事故防止対策・交通安全における調査研究なども協議します。

(3) 表彰

昭和41年7月17日に大田区が交通安全都市宣言をしたことを記念して、昭和49年に大田区交通安全功労者感謝状贈呈要綱を定め、毎年7月に、交通安全功労者に対して感謝状の贈呈を行っています。

◎ 交通安全功労者感謝状贈呈式

年 度		2	3	4	5	6
交通安全功労者 感謝状贈呈数	団体	16	10	11	13	16
	個人	27	30	30	23	22
合 計		43	40	41	36	38

(4) 統計

区では、交通安全対策を推進するための基礎資料として、区内の事故統計や事故原因、事故形態、交通量、道路環境施設等の把握に努め、総合的な情報収集を図ります。こうした資料をもとに大田区交通安全のあらましを作成しています。

2 点検整備

(1) 交通安全施設整備

歩行者の安全と一般交通の円滑な運行を確保するため、各種交通安全施設を整備しています。

◎ 整備状況

年 度	2	3	4	5	6
自転車・歩行者 ストップマーク [か所]	100	65	63	68	78
視覚障害者用誘導ブロック (設置及び修繕) [枚]	78	714	40	200	275
滑り止め舗装及び修繕 [㎡]	1,843	2482.9	2081.7	1412.3	1213.0

(2) 通学路・スクールゾーン対策

児童の安全を確保するため、区内小学校からの申請に基づき、学校関係者や道路管理者、交通管理者等で通学路・スクールゾーンの検討会を実施しています。検討結果によって通学路の変更を行い、現状に合わせた通学路の設定を行っています。

また、令和3年4月から令和8年3月までの5か年にわたる「大田区通学路交通安全プログラム」に基づき、通学路の交通安全確保に関する取組みを行っています。計画的に区内小学校、道路管理者及び所管警察等と通学路の合同点検を行い、抽出した危険箇所について、交通安全教育などソフト面についての対策や、防護柵の設置などハード面についての対策を実施しています。

3 啓発

(1) 指導・教育関係

ア 交通安全指導者研修会

幼児・児童の交通安全を図るため、実際に指導にあたる区内の幼稚園、保育園、児童館の保育士・教諭等を対象に、専門講師による交通安全知識及び具体的、効果的な指導方法等について研修会を開催しています。

イ 安全だよりの発行

区内の幼稚園児・保育園児や小学生、またその保護者を対象に交通に関する知識の普及や啓発を図るため昭和45年4月から交通安全だよりを発行しています。発行にあたっては、保育園の保育士、幼稚園や小学校の教諭、区内警察署の警察官などを委員とする編集会議を開き、内容を検討して編集を行っています。

令和6年度の発行部数は、幼稚園・保育園児向け 71,800 部（年 3 回発行）、小学校低学年向け 48,700 部（年 3 回発行）、小学校高学年向け 32,600 部（年 2 回発行）です。



(2) 意識の高揚

ア 交通安全宣言塔

区が交通安全都市宣言をしたことを機に、交通安全宣言塔を設置しました。現在は JR 蒲田駅西口、第一京浜国道多摩川大橋脇、ガス橋通りガス橋脇の 3 か所に設置しています。

イ 交通安全資料コーナー

交通事故防止の啓発を目的に、交通安全に関する DVD を希望する個人や団体に無料で貸し出しています。貸し出し用の目録は、幼稚園、保育園、児童館、小学校等に送付しているほか、大田区ホームページでも公開しています。

(3) 年齢に応じた交通安全教育

ア 交通安全移動教室

保育園児を対象に交通安全移動教室を開催しています。交通安全教育 DVD の上映や、警察官による講話、模擬信号機を使った歩行訓練、施設周辺を歩行する実地訓練等により、幼少時における交通ルールの習得と正しく安全に行動できる意識の育成に努めています。



イ 社会人啓発用ポスター掲出

交通安全教育の機会が少なく、区内の交通事故発生件数に占める割合が多い 30 代から 50 代の年齢層に注意喚起するため、ポスターを作成し、交通機関の協力を得て、駅構内やバス車内に掲出することで交通事故の防止を図っています。



ウ 高齢者との交通安全集会

多発する高齢者の交通事故対策として毎年夏と冬の時期に高齢者との交通安全集会を、老人いこいの家、区民センター等の高齢者施設で開催しています。交通安全教育 DVD の上映や警察官の講話などにより、交通安全への意識啓発を進めています。



エ 区民交通安全教室

交通事故防止を推進するには、運転者、歩行者を含めた全ての人が交通ルールとマナーを身につけ実践することが大切です。大田区では、大森、田園調布、蒲田、池上、東京湾岸の交通安全協会に区民交通安全教室の開催を委託し、年齢や対象に応じた交通安全教育を行っています。

オ 自転車安全教育（スケアード・ストレイト方式）

交通事故全体に対する自転車事故の割合が高い状態が続いています。主に自転車を運転する機会が増える中学生を対象に、スタントマンが自転車事故の様子を再現する自転車安全教育（スケアード・ストレイト方式）、併せて各管轄警察署による自転車教室を実施し、事故の恐ろしさを体感することで交通安全への意識啓発を進めています。また令和元年度からは、高校生を対象にした自転車安全教育（スケアード・ストレイト方式）も実施しています。



(4) 講習会等

ア 高齢者交通安全大田区民のつどい（令和2～4年度は新型コロナウイルス感染拡大のため中止）

高齢者の交通事故防止を目的に、大森、田園調布、蒲田、池上、東京空港、東京湾岸の各警察署と各交通安全協会との合同で高齢者交通安全大田区民のつどいを開催しています。警察官による交通安全教育、音楽隊の演奏、ゲストを招いての公演等を行っています。



イ 高齢者交通安全体験教室

高齢者を対象とした体験型の啓発行事として、区と包括連携協定を締結している企業等の協力を得て高齢者交通安全体験教室を開催しています。自転車シミュレータ、ヘルメット展示、身体能力測定、自転車危険運転VR、脳トレゲーム、自転車保険相談などのコーナーを設け、正しい交通ルール・マナーの普及を図っています。

ウ 自転車安全利用実技教室

自転車の安全な乗り方や交通ルール・マナーを普及するため、主に交通安全運動期間中に交通公園等において、小学生・高齢者を対象に交通安全教室を各警察署と合同で開催しています。会場では、自転車の実技教室や自転車シミュレータを用いた指導、区内の自転車商協同組合による自転車の点検も併せて行っています。

エ 講習会等開催状況

年 度	2		3		4		5		6	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
交通安全指導者研修会	※		1	29	1	30	2	52	1	53
交通安全移動教室	53	1,483	63	2,209	86	3,148	99	4,130	99	4,292
高齢者との交通安全集会	14	172	13	188	30	526	30	553	29	552
区民交通安全教室	531	128,968	627	55,038	819	72,361	798	58,611	909	70,529
自転車安全教育 (スケアード・ストレイト方式)	3	1,395	14	4,603	15	5,096	13	4,981	17	6,821
高齢者交通安全 大田区民のつどい	※		※		※		1	600	1	800
高齢者交通安全体験教室	1	1	※		1	39	1	81	1	94
自転車安全利用実技教室	※		2	159	2	122	0 (雨天中止)		1	69

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

4 交通安全運動

全国交通安全運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的としています。この運動は、毎年春と秋の2回実施されており、大田区でも自治会・町会、内外関係機関団体の皆様とともに推進体制を作り、区民総ぐるみの運動として行っています。

運動に先がけ、目的やスローガン、各関係機関が実施する主な対策などを明記した実施要領を作成して推進体制を整えるとともに、

区報、ポスター等により交通安全運動の周知を図っています。また、自治会・町会や保育園などに運動用資材の配付を行っています。

運動期間中には、広報車の巡回、警察署との街頭啓発、自転車の実技教室などを実施し、交通安全指導・啓発を行っています。

区内各警察署及び東京湾岸警察署も事業所対象の各種講習会や地域団体での集会を実施し、交通ルールとマナーの教育や遵守を啓発しています。同時に、街頭で直接運転者に安全運転の指導・啓発活動を行うとともに取り締まりを強化し交通事故防止を図っています。

◎ 交通安全運動期間中の区内交通事故発生状況

年	区分	期間	件数	死傷者数(人)			
				死亡	重傷	軽傷	合計
30	春	4月 6日～15日	29	0	1	30	31
	秋	9月 21日～30日	28	0	0	36	36
1	春	5月 11日～20日	29	0	0	31	31
	秋	9月 21日～30日	36	0	1	37	38
2	春	4月 6日～15日	29	0	0	21	21
	秋	9月 21日～30日	24	0	0	28	28
3	春	4月 6日～15日	43	0	0	46	46
	秋	9月 21日～30日	26	0	0	28	28
4	春	4月 6日～15日	33	0	2	32	34
	秋	9月 21日～30日	27	0	0	29	29
5	春	5月 11日～20日	47	0	0	47	47
	秋	9月 21日～30日	41	0	1	42	43
6	春	4月 6日～15日	40	0	2	42	44
	秋	9月 21日～30日	37	2	1	35	38

第3 交通事故相談

交通事故に関する相談を受け付けている機関です。

- 大田交通事故相談所

大田区内にある大田交通事故相談所は、東京都交通安全協会の協力で開設されています。この事故相談所は、弁護士や相談員が専門的な見地から法的知識や賠償請求、過去の事例などについて区民からの相談を受けています。令和6年の相談件数は450件でした。

電 話	03-3755-6596
受 付 時 間	午前8時30分 から 午後4時まで（土・休日・年末年始を除く）
所 在 地	大田区池上三丁目27番6号

- 東京都交通事故相談所（東京都都民安全総合対策本部総合推進部総合推進課）

電 話	03-5320-7733
所 在 地	新宿区西新宿二丁目8番1号 都庁第一本庁舎内

- （公財）日弁連交通事故相談センター（東京相談所）

電 話	0120-078325
所 在 地	千代田区霞が関一丁目1番3号 弁護士会館14階

- （公財）交通事故紛争処理センター 東京本部

電 話	03-3346-1756
所 在 地	新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル25階

第4 被害者のための援護機関

交通事故の被害者とその家族を救済するための支援を行っている機関です。

- | | |
|--------------------|--------------|
| ● （公財）交通遺児育英会 | 03-3556-0771 |
| ● （公財）交通遺児等育成基金 | 0120-16-3611 |
| ● 独立行政法人 自動車事故対策機構 | 03-5608-7560 |

大田区交通安全対策のあゆみ

年 月	事 項
昭和36年 8月	区議会に交通安全対策特別委員会が設置される。
38年12月	小・中学校の通学路が設定される。
40年 5月	大田区交通安全協議会が設置される。
41年 1月	大田区交通安全施設五箇年計画により、施設の充実を図る。
7月	交通安全都市を宣言する。(17日) 交通安全宣言塔が設置される。
43年10月	特別区交通災害共済制度が発足される。
44年 5月	交通安全都市宣言の3周年を記念し、交通安全作品展が開かれる。
45年 4月	「交通安全だより」の発行を始める。
10月	総務部に交通安全係が設置される。
12月	第1回プロジェクト会議が開催される。
46年 3月	大田区交通安全対策会議が設置される。
4月	新三箇年計画により交通安全施設の充実を図る。
7月	通学路の総点検を実施する。 こどもの遊び場道路が設置される。
9月	交通安全指導用スライドを作成する。
12月	路線バスの専用レーン(第一京浜)、優先レーン(産業道路)が設定される。
47年 3月	高齢者交通安全集会を行う。
4月	小学校でスクールゾーンの設定が始まる。
8月	交通安全指導者研修会を開催する。
9月	高齢者やこどもの施設周辺の交通環境総点検を実施する。 3歳児向け交通安全指導用絵本を保健所で配布する。
12月	第1次大田区交通安全計画を策定する。
48年 3月	プロジェクト会議を発展的に解消し、交通安全対策会議幹事会へ移行する。
4月	区役所内に交通事故相談所が常設される。
9月	全小学校でスクールゾーンの設定が終了する。
11月	環状七号線が平和島まで開通する。
49年 2月	TU規制が実施される。(池上徳持地区)
3月	交通安全指導の手引書(小学生、幼稚園、保育園編)を作成する。

年 月	事 項
7 月	交通安全功労者第 1 回感謝状贈呈式を行う。
9 月	大田区交通安全実施計画の策定が始まる。
	交通安全指導用教材資料コーナーを開設する。
5 0 年 2 月	視覚障害者用信号機が西蒲田に設置される。
5 月	区は湾岸道路の大田区以南への延長を建設大臣に要望する。
5 0 年 6 月	スクールゾーンの総点検を実施する。
1 0 月	福祉施設周辺の交通環境点検を実施する。
1 1 月	路面標示（歩行者用道路）を始める。
1 2 月	環状七号線以内（車道幅員 4.5m 以上の道路）の地域が全面駐車禁止となる。
5 1 年 3 月	事故多発レーンの点検を実施する。
5 月	交通安全教育指導員制度が発足する。
	大森西児童交通公園が開設される。
	オランダ交通安全協会より視察に来る。
7 月	湾岸道路関連の環境影響（環境アセスメント）調査を実施する。
8 月	湾岸道路の東京港トンネルの供用が開始される。
5 2 年 2 月	第 2 次大田区交通安全計画を策定する。
3 月	母親向け交通安全指導の冊子を作成する。
4 月	区議会は湾岸道路荒川橋梁の供用開始に伴う関連対策について要望する。
	第一京浜国道オーバーパス（大森交差点）が開通する。
5 月	平和島インターチェンジが開通する。
6 月	施設周辺の交通環境点検を実施する。
8 月	自転車ストップマークが設置される。
1 0 月	二輪車自転車安全日（毎月 8 日）を設ける。
5 3 年 1 月	荒川橋梁供用開始に伴い、湾岸道路平和島～幕張間が開通する。
7 月	夏の交通安全運動（7 月 28 日～8 月 1 日）が実施される。
1 1 月	警視庁は大田区を含む 7 市 7 区を交通事故防止重点地区に指定する。
5 4 年 3 月	区議会は大井ふ頭埋立地の調停案を受諾、議決する。
8 月	都は、新たに生じた土地（大井ふ頭埋立地の一部）の確認を公報に告示する。
5 5 年 1 月	大井ふ頭埋立地の帰属に伴い、東京水上警察署が加わる。
	交通安全担当者連絡会が設置される。
3 月	交通安全教育学校連絡会の巡回が始まる。

年 月	事 項
56年 6月	国際障害者年にあたり、心身障害者福祉施設周辺の交通環境点検を実施する。
12月	環状八号線矢口陸橋が開通する。
57年 3月	第3次大田区交通安全計画を策定する。
6月	歩行者ストップマークが設置される。
58年 2月	高速湾岸分岐線が供用開始となる。
4月	交通安全移動教室を始める。
11月	都知事は沿道を整備すべき道路として環状七号線を沿道整備道路に指定する。
12月	京浜島と昭和島を結ぶ京和橋が開通する。
59年 5月	ふれあい道路（ぷらもーる梅屋敷）が完成する。
8月	新六郷橋の供用が開始される。
12月	高速湾岸線のうち江東区有明から青海間が完成し、市川市高谷から大田区昭和島までの約26kmが開通する。
60年 4月	大森駅東口の広場が整備される。
5月	蒲田駅東口・西口広場が整備される。
61年 3月	第4次大田区交通安全計画を策定する。
62年 5月	環境建築委員会で交通問題等が審議される。
63年 3月	環状七号線春日橋陸橋が開通する。
4月	交通安全対策課（交通安全係・自転車対策係）が土木部に新設される。 建設委員会で交通安全対策について審議される。
9月	全国高齢者交通安全旬間が実施される。
平成元年 3月	交通安全指導の手引書（小学校編）改訂版を発行する。
9月	大田区高齢者交通安全大会が、大森・田園調布・蒲田・池上の警察署と共催開催される。
2年 1月	環状八号線、光明寺脇（鶴の木1-23）が開通する。（27日）
3年 3月	交通安全指導の手引書（幼稚園・保育園編）改訂版を発行する。
9月	交通安全宣言25周年大会が開催される。
12月	第5次大田区交通安全計画を策定する。
4年 3月	交通安全絵本第20号を発行する。
9月	運転者（二輪車）実技教室を開催する。
9月	高齢者交通安全指導員大会を開催する。
5年 9月	東京湾岸道路が羽田空港まで開通する。
12月	交通安全作品展が25回目を迎える。

年 月	事 項
7 年 9 月	高齢者夜間交通安全体験教室を開催する。
8 年 5 月	第 6 次大田区交通安全計画を策定する。
9 年 6 月	前年の交通事故死者数半減が評価され、大田区が自治大臣・国家公安委員会委員長連盟の表彰を受ける。
10 年 9 月	スクールゾーンの時間規制を 7:45～8:45 に見直す。
11 年 2 月	大師橋の架け替えに伴い交通安全宣言塔の撤去を行う。
11 月	区内の交通事故が多発したため区長の緊急メッセージを発信する。
13 年 3 月	大田区交通安全対策会議条例が廃止される。 大田区交通安全対策会議が廃止される。
4 月	大田区交通安全対策会議を統合した形の大田区交通安全協議会が設置される。 大田区交通安全協議会幹事会が設置される。 部会が廃止される。
7 月	第 7 次大田区交通安全計画を策定する。
14 年 3 月	特別区長会で特別区交通災害共済が廃止される。
4 月	組織改正により、土木部がまちづくり推進部となり、土木計画課と交通安全対策課がまちなみ管理課（施設調整・事業調整・交通安全・自転車対策）となる。 区民交通傷害保険に加入する。
16 年 3 月	区内の交通事故死者数が激増したため、区長の緊急メッセージを発信する。
4 月	組織改正により、まちづくり推進部道路公園課交通安全・自転車対策となる。
17 年 4 月	交通事故死亡者発生件数が前年に続き高水準のため、区長の緊急メッセージを発信する。
11 月	京急蒲田駅西口自転車駐車場の一部に自動二輪車置場を設置する。
18 年 7 月	第 8 次大田区交通安全計画を策定する。
20 年 3 月	東京水上警察署が廃止し東京湾岸警察署（江東区青海 2 丁目）が開署される。（31 日）
21 年 4 月	組織改正により、都市基盤整備部都市基盤管理課地域交通対策となる。
7 月	第 1 回自転車等駐車対策協議会が開催される。
10 月	矢口地域にて、区内初のコミュニティバス「たまちゃんバス」の試行運行が開始される。
11 月	幼児用自転車ヘルメット購入費用助成制度が開始される。
22 年 9 月	交通事故再現による自転車安全教育（スケアード・ストレイト方式）が始まる。
10 月	羽田空港新滑走路・国際線ターミナルが完成する。
23 年 3 月	大田区自転車等利用総合基本計画を策定する。 区民交通傷害保険を脱退する。

年	月	事 項
	7 月	第 9 次大田区交通安全計画を策定する。
2 4 年	2 月	各警察署が自転車総合対策重点地区・路線を選定、推進する。
	3 月	幼児用自転車ヘルメット購入費用助成制度が終了する。
	6 月	小学校通学路緊急合同点検を行う。
	1 0 月	京急線連続立体交差事業の事業区間全線（平和島駅～六郷土手駅間、京急蒲田駅～大鳥居駅間）が高架化される。
2 5 年	3 月	大田区自転車等利用総合基本計画に基づく整備計画を策定する。
2 6 年	2 月	池上駅周辺に自転車ナビマーク・ナビラインを設置する。（約 650m）
	9 月	交通事故再現による自転車安全教育（スケアード・ストレイト方式）を、地域の住民向けに大田区役所前の公道を利用して開催する。
2 7 年	3 月	交通事故再現による自転車安全教育を大田区役所前の公道を利用して開催する。
2 8 年	3 月	大森地区（約 950m）、蒲田地区（約 630m）、馬込地区（約 370m）の一部路線に自転車ナビマーク・ナビラインを設置する。
		大田区通学路交通安全プログラムを策定する。
	4 月	組織改正により、都市基盤整備部都市基盤管理課交通安全対策となる。
	8 月	大田区自転車ネットワーク整備実施計画を策定する。
		第 10 次大田区交通安全計画を策定する。
	1 2 月	都内初の試みとして、交通公園を利用した自転車安全教育（スケアード・ストレイト方式）を萩中公園において開催する。
2 9 年	3 月	大田区コミュニティサイクル事業を試行実施する。
3 0 年	4 月	大田区コミュニティサイクル事業が都心広域相互利用に参加する。
3 1 年	4 月	組織改正により、都市基盤整備部都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画となる。
令和元年	7 月	区内初のコミュニティバス「たまちゃんバス」の本格運行が開始される。
	1 0 月	条例改正により、道路交通法関連法令の遵守義務規定が施行される。
2 年	1 月	条例改正により、施錠等盗難防止措置の義務規定が施行される。
	4 月	大田区コミュニティサイクル事業を検証実施する。
3 年	4 月	組織改正により、都市基盤管理課交通安全・自転車総合計画に地域基盤整備各課から自転車対策が移管される。
	8 月	小学校通学路緊急合同点検を実施する。
	1 1 月	第 11 次大田区交通安全計画を策定する。
4 年	3 月	大田区自転車等総合計画及び前期アクションプランを策定する。

5 月	児童館での安全啓発講話を開始する。
1 2 月	大田区コミュニティサイクル事業の本格実施が開始される。
5 年 4 月	道路交通法改正（自転車の乗車用ヘルメット着用努力義務化）
7 月	大田区自転車安全対策助成制度（ヘルメット助成）が開始。
6 年 1 1 月	道路交通法改正（「ながらスマホ」罰則強化、「酒気帯び運転」罰則対象）
1 2 月	一般財団法人トヨタ・モビリティ基金と「大田区内における交通安全の推進事業に関する覚書」締結（スマートポールでの LED 表示による行動変容実証実験、自転車教室）
7 年 3 月	大田区自転車安全対策助成制度（ヘルメット助成）を終了。

令和7年度 大田区交通安全のあらまし

令和7年7月発行

発 行 大田区

編集・印刷 大田区 都市基盤整備部
都市基盤管理課
交通安全・自転車総合計画担当

所 在 地 〒144-8621

大田区蒲田五丁目 13 番 14 号

電 話 03-5744-1315